



SOROPTIMIST
Best for Women®

Laws

国際ソロプチミスト
アメリカ細則

2019年3月



SOROPTIMIST
Best for Women

社会的・経済的エンパワーメントをもたらす
プログラムを通じて
女性と女兒の生活を向上させる

国際ソロプチミストアメリカ

目 次

第1条 名称	2
第2条 目的および総則	2
第3条 機構	3
第4条 構成クラブ	3
第5条 クラブ会員	3
第6条 役員、事務局長	4
第7条 大会	6
第8条 連盟理事会	7
第9条 委員会	11
第10条 財務関係	12
第11条 議事法権威	13
第12条 改正	13

* 英文の SIA 細則が公式文書であり、日本語訳は皆様の理解を助けるために用意されたものです。

(法)国際ソロプチミストアメリカ細則

(ペンシルベニア州非営利団体)

(法)国際ソロプチミストアメリカ(旧称 ソロプチミスト財団)の本細則は、2010年12月3日に採択され、2012年12月と2015年1月に郵便投票で改正されたものである。連盟の旧細則および現行細則すべてを廃棄し、本細則と差し替えるものとする。

第1条 名称

第1.01項 国際ソロプチミスト。(法)国際ソロプチミストアメリカ(Soroptimist International of the Americas, Inc.=SIA)は、国際ソロプチミスト(Soroptimist International=SI)が定める連盟の1つであり、連盟に帰属する区域限界は国際ソロプチミスト理事会によってその時々決定される。

第1.02項 標章の登録。連盟は、連盟の名称および標章の登録、ならびに営利目的の再販あるいは非営利目的の無許可使用からの保護を確実に行う。

第2条 目的および総則

第2.01項 目的。連盟は、

- (a) 女性と女兒が、持っている能力を花開かせ自分の夢を生きられるよう資源を得るというビジョンを追求する、
- (b) 社会的・経済的エンパワーメントをもたらすプログラムを通じて女性と女兒の生活を向上させる、
- (c) 国際ソロプチミストおよび他のソロプチミスト連盟と連携して活動する、

ことを目的とする。

第2.02項 細則の趣旨。本細則が、法的な権限をもつことによって、構成クラブおよび理事会が最高の権威と権限を有することを意図する。

第2.03項 解釈。本細則は、公正に、広義に、そして自由な態度で解釈し、制限したり禁止するものとならないように、また国際ソロプチミストの規約およびペンシルベニア州法に抵触しないように運用する。

第 2.04 項 適用範囲。連盟、リジョンおよびクラブは、本細則ならびに、ここに権限を委譲されているとおり連盟理事会が定める手続に準拠して運営する。

第 3 条 機 構

第 3.01 項 連盟。連盟の構成員は、連盟区域限界内、または連盟と関連のある領域内に創立されたクラブとする。

第 3.02 項 リジョン。連盟の区域を地理的に区分する。リジョンの構成員はリジョンの区域限界内に創立されたクラブとする。リジョン内のクラブは、リジョンの細則に基づいて、ガバナーおよびリジョン役員を選出する。リジョンの細則およびその改正は、リジョン内のクラブの承認を得る。それらは連盟による確認と承認を受ける。

第 4 条 構成クラブ

第 4.01 項 全般。クラブを結成するための資格要件は、国際ソロプチミストアメリカ理事会の定めるところとする。各クラブは、SIA の使命を支える地域社会の個人からなる会員を維持することとする。

第 4.02 項 権利。法人化されているいにかかわらず、適格なクラブは、1 票の投票権を有し、本細則または 1988 年ペンシルベニア州非営利団体にに基づき提出された事項または構成クラブの表決を必要とする事項について 1 票を行使することができる。制限はないが、それらの事項には次のようなものが含まれる。

- (a) 第 8 条によって定められている、連盟理事会メンバーの選挙
- (b) 第 6 条によって定められている、会長エレクトの選挙
- (c) 連盟法人約款の改正
- (d) 連盟の本細則の改正
- (e) 国際ソロプチミスト手続に従って行う国際会長の選挙

第 4.03 項 適格性。クラブは、本細則および理事会が定めた規則や手続の要件を満たしていれば、適格とみなされる。

第 5 条 クラブ会員

第 5.01 項 資格および会員種別は国際ソロプチミストアメリカの定めのとおりとする。会員はクラブに所属する個人とし、メンバーシップはクラブレベルで提供される。会員の種別と定義は次の通り。

- (a) 正会員。SIA のビジョン、使命、中心となる価値を支える個人。
- (b) 終身会員。1999 年版細則に記されている「アクチブ終身」もしくは「引退終身」の定義を満たし、2001 年 7 月 1 日より前に連盟によってそれらの会員種別の認定を受けた会員は、本人が希望すれば、終身この会員種別を維持するものとする。

第 5.02 項 権利。

- (a) クラブ細則で定められている資格要件を満たしているすべての会員は、役職に就き、発言し、動議を出した表決することができる。クラブは、会合への出席を、クラブでの会員資格維持の条件として求めない。
- (b) 適格な正会員のみ、連盟、リジョンの役員に選出される、もしくはその役職を維持する、あるいは、連盟理事会、リジョン理事会のメンバーを務めることが認められる。
- (c) 会員種別に関わりなく、全ての適格な会員は、連盟大会、リジョン大会、地区大会のデレゲート、デレゲート代理を務めることができる。
- (d) 会員は、ソロプチミスト組織内で同時に 2 つ以上の選挙によって選ばれた役職に就くことができない。以下は、選挙によって選ばれた役職とはみなされない：議事法専門家、連盟大会へのデレゲート、リジョン大会や地区大会へのデレゲート、国際理事会へのリジョンデレゲート、国際ソロプチミスト、連盟、リジョンまたはクラブのアドバイザー、コーディネーター、委員長または委員（指名委員会を含む）。
- (e) 会員は 1 つのソロプチミストクラブのみに所属することができる。会員が別のクラブに移籍を希望する場合、新移籍地にあるクラブは、その会員の所属していた元のクラブから財務的義務完納を証明する書面を受取ったならば、その移籍会員を受け入れることができる。

第 6 条 役員、事務局長

第 6.01 項 資格および役職名。連盟の役員は会長、会長エレクトおよびセクレタリー・トレジャラーとする。役員は連盟の理事であり、1 人で 2 つ以上の役職に就くことはできない。

第 6.02 項 役員の選出および任期。毎年 9 月 1 日以前に、次年度の理事会メンバーが選出された後、会長は、会長自身と会長エレクトを除いて、9 月 1 日に理事会に在任する理事会全メンバーおよび 9 月 1 日に退任する理事会メンバーに対し、会長エレクトに立候補するよう呼びかける。立候補に関心のあるメンバーは、定められた期日まで返答する。適格なクラブによる郵便投票を行う。3 名以上の候補が立候補している場合、各投票有権クラブは、投票用紙に各候補の選好（優先）順位をつける選好投票を利用する。過半数投票を得た者が次年度の会長エレクトに選ばれる。

毎年新しく構成された理事会の最初の集まりで、理事会は、会長、会長エレクト以外のメンバーから、互選によりセクレタリー・トレジャラーを選出する。会長は、立候補の意思表示についてメンバーに要請し、投票用紙による表決を

行う。最高得票数のあったメンバーがセクレタリー・トレジャラーに選ばれる。各役員は、9月1日から8月31日までの1年間、後任者が選出され役員の資格を得るまで、または役員として務められなくなるまで在職するものとする。

第 6.03 項 会長。会長は理事会の議長を務め、連盟の活動および運営全般を指揮・監督するが、理事会の指示、決定に従わねばならない。会長の資格を得るためには、会長エレクトとして、会長就任直前の1年間またはある程度を務めていなければならない。会長の任務には、制限はないが、次のような事項が含まれる。

- (a) 理事会の議長を務め、直前会長と共に連盟大会の議長を務める。
- (b) 本細則に別段の規定がない限り、全ての委員会を任命する。
- (c) 理事会が、連盟の使命を補完するポリシーやプログラムの戦略的立案、開発に従事し、ポリシーに対する評価を受けるように図る。
- (d) 理事会が承認したポリシー、計画、プログラムが事務局長を通じて実行され、理事会によって評価されるようにする。
- (e) 連盟大会の活動プログラムが、理事会と協議しながら承認された予算に従って作成されるようにする。
- (f) 理事会や連盟の措置についての定期報告類が、クラブや会員に提供されるようにする。
- (g) 他の理事会メンバーの承認を得て、連盟から出ず国際ソロプチミストの委員会を務める者を推薦する。
- (h) 全委員会の職責上の委員となる。
- (i) その他役職に属する任務や理事会が委嘱した任務を履行する。

第 6.04 項 会長エレクト。会長エレクトは、理事会および連盟大会すべてに出席し、会長の不在に際しては会長の任務および理事会または会長がその時々委嘱するその他の任務を履行する。会長の任期満了または任務遂行が不可能になったときには、会長エレクトは自動的に会長を引き継ぐ。さらに会長エレクトの任務には、制限はないが、次のような事項が含まれる。

- (a) 会長職に就く準備をする。
- (b) 全委員会の職責上の委員となる。
- (c) 会長の指示のもと、会長と緊密に協力し、できる限り補佐する。

第 6.05 項 セクレタリー・トレジャラー。セクレタリー・トレジャラーは、理事会および連盟大会すべてに出席し、理事会および大会で取られたすべての措置の記録が取られるよう図る。セクレタリー・トレジャラーの任務には、制限はないが、次の事項が含まれる。

- (a) 理事会および大会の議事録を作成する。
- (b) 連盟の資金が財政的に責任ある方法で管理され、専門的かつ倫理基準に沿った職務慣行に則って連盟が運営されるように図る。
- (c) 一般的にセクレタリーおよびトレジャラーという役職に付随する任務すべて、また理事会および会長が随時委託するその他の任務を履行する。

第 6.06 項 役員の身元保証契約。いかなる役員も忠実な職務執行のために、連盟の費用で、理事会が求める額で、また身元保証人または複数の保証人を付けて、身元保証契約を結ばなければならない。

第 6.07 項 俸給。役員は、連盟のために果たす職務に対する俸給または報酬を受け取ることができない。

第 6.08 項 事務局長。理事会は連盟の事務最高幹部となる事務局長を置くことができる。事務局長は理事会に直属し、理事会のすべての会合に出席する。事務局長は連盟役員ではなく、理事会や大会に上程された案件に対する表決権はない。事務局長は、その職務に対して手当やその他報酬を受け取ることができる。

第 7 条 大会

第 7.01 項 大会。連盟は、構成クラブの隔年大会を、偶数年に、連盟理事会が選定する場所で開催する。大会開催日より 6 ヶ月以前に、大会開催を公示する。90 日以前に、理事会が必要と判断した事項を含む全情報資料をクラブに送付する。

第 7.02 項 大会での表決。適格なクラブは、会員である大会出席デレゲート 1 名（およびデレゲートが欠席、またはデレゲートを務めることができなくなった場合の代理）を任命する資格を有し、デレゲートがクラブの表決権を行使する。デレゲートは、所属クラブのみを代表することができる。クラブデレゲート、連盟の前・元会長、リジョンガバナーおよび連盟の理事会メンバーが、大会で表決することになった事項それぞれについて 1 票を行使する資格を有する。いかなる場合も、委任状による表決は認められない。

第 7.03 項 定足数。適格クラブ総数の 3 分の 1 を代表するデレゲート数をもって、大会の定足数とする。出席投票有権者の過半数表決をもって、構成クラブの議決とする。適格なクラブの 3 分の 1 を代表するデレゲート数が登録されていない場合は、大会に先立ってすでに全般的な内容が通知されている事項を討議することから、定足数は、資格審査委員会が出席を確認した登録したデレゲートの過半数とする。

第 8 条 連盟理事会

第 8.01 項 構成および任期。連盟理事会は、各選挙区からの 1 名の少なくとも 13 名の正会員で構成されるものとする。会長もしくは会長エレクトが任期を務めるために理事会に残留する場合は、理事会のメンバーは最多で 15 名となる。理事は、選挙年の 9 月 1 日から 2 年間の任期を務め、また後任者が選出されて理事の資格を得るまで、または理事として務められなくなるまで在職する。

第 8.02 項 権限。理事会は、連盟の事業や業務を監督し、運営し、指示する全権を有する。

第 8.03 項 資格および選出。連盟の理事は成人の自然人(個人であって、法人やその他の存在物ではない)とする。クラブ会長を務めた経験を持つ選挙区内のクラブの正会員は、該当選挙区の理事に選出される資格がある。ただし、理事の任期中にリジョンガバナーまたはリジョンレベルやクラブレベルで選挙による役職に就かないものとする。また選出される理事の任期と以前に務めた理事としての任期との間に、12 ヶ月以上の空白期間がなければならない。

第 8.04 項 選挙区。選挙区は下記のとおりとする。

- (a) 第 1 選挙区: ブラジル・リジョン
- (b) 第 2 選挙区: イースタン・カナダ・リジョン、ウエスタン・カナダ・リジョン
- (c) 第 3 選挙区: 日本南リジョン、日本西リジョン
- (d) 第 4 選挙区: 日本東リジョン、日本北リジョン
- (e) 第 5 選挙区: 韓国リジョン、台湾リジョン
- (f) 第 6 選挙区: メキシコ/セントロアメリカ・リジョン、アメリカ・デル・スール・リジョン
- (g) 第 7 選挙区: フィリピン・リジョン
- (h) 第 8 選挙区: 日本中央リジョン

- (i) 第 9 選挙区: カミノリアル・リジョン、デザート・コースト・リジョン、ゴールデン・ウエスト・リジョン
- (j) 第 10 選挙区: ファウンダー・リジョン、シエラ・ネバダ・リジョン、シエラ・パシフィック・リジョン
- (k) 第 11 選挙区: ミッドウエスタン・リジョン、ノース・セントラル・リジョン、サウス・セントラル・リジョン、サザン・リジョン
- (l) 第 12 選挙区: ノース・アトランティック・リジョン、ノースイースタン・リジョン、サウス・アトランティック・リジョン
- (m) 第 13 選挙区: ノースウエスタン・リジョン、ロッキー・マウンテン・リジョン

新リジョンが形成された場合、そのリジョンは、理事会によって上記の選挙区のいずれかに割り当てられる。

各選挙区から 1 名の理事が選出される。理事は毎年交互に、一方のグループのみが選出される。通常は、理事の後任者は 2 年任期を満了すべく選挙されるが、選挙される理事数の均衡を保つために、1 年に選出される理事の数が総数の 60 パーセントを超えるか 40 パーセントを割ることになる年は、必要ならば、理事の任期を 1 年間に短縮する権限とそれを実施する決定権を理事会は有する。

第 8.05 項 指名。各選挙区は、下記に明記されている輪番制または広域制のいずれかに基づいて、その時々に行うしやうい連盟理事会メンバーの指名方法を選べるが、選挙区構成クラブが変更を表決するまでは現行の選出方法のままとする。

- (a) 広域制。選挙区内のいずれのクラブも被指名者を提案できる。
- (b) 輪番制。選挙区内に複数のリジョンまたは国が含まれている場合は、選挙区内のクラブは、理事候補者を選挙するリジョンまたは国の適当な順番を決めることができる。被指名者は、輪番に当たった小地区が提案できる。輪番制の適用を巡って意見の不一致があり選挙区内のクラブで解決できない場合は、連盟の理事会に付託し、理事会が最終的に決定する。

毎年 8 月 1 日かそれ以前に、セクレタリー・トレジャラーは、その年に理事を選ぶ選挙区内の資格のあるクラブに、理事会の理事候補者を指名するよう求める。候補者の資格は連盟事務局にて確認され、候補者となることに合意する被指名者は、理事会によって採択されているスケジュールと手続きに従って、所定の履歴書に記入する。

第 8.06 項 選挙。連盟事務局は、その年に選挙する選挙区の小地区内で適格な投票有権クラブのそれぞれに、郵便投票用紙と、各候補者に関する所定の履歴書を送付する。3 名以上の候補が立候補した場合、投票有権クラブは投票用紙に各候補の選好(優先)順位をつける選好投票を利用する。過半数得票の候補者が選挙区の連盟理事に選ばれる。

第 8.07 項 辞任。連盟の理事または役員は、連盟の会長またはセクレタリー・トレジャラーに書面で辞任届を出すことによっていつでも辞任できる。辞任届を受け取った日または届に明記されている日付をもって辞任は発効する。その発効には、辞任受諾の必要はない。

第 8.08 項 解任。理事会は、理由の有無を問わず、連盟のために最もよいと判断すれば、いつでも連盟の理事または役員を解任することができる。そのような解任は、契約で認められている解任される者の既得権(もしあるならば)を、侵さないものとする。理事会の会合に於いて聴聞会を開き、解任する理事を除く在職理事の 3 分の 2 の賛成が得られたならば、解任することができる。

第 8.09 項 欠員。理事会メンバーのいずれかが辞任、解任、またはその他の理由で任期を全うできない場合、会長は該当選挙区に、理事会の承認する手続に基づいて欠員補充選挙のための候補者の指名を要請する。選出された者が残任期間を務める。欠員が発生し後任者が選出される以前に理事会が措置を取るという事実は、そういった措置や理事会が措置を取る権限を無効化するなどの影響を及ぼさないものとする

第 8.10 項 理事会開催場所。理事会は連盟事務局に於いて開催するが、会長または理事会がその時々を選定するペンシルベニア州内外の場所で開くこともできる。

第 8.11 項 通常理事会。通常理事会は各会計年度に最低 2 回、また予算枠内で必要に応じてそれ以外の時にも開催する。

第 8.12 項 特別理事会。会長または 2 名以上の理事の招集があれば、特別理事会を開催することができる。このような理事会の開催通知は、電話、Eメール、あるいは電報による通知の場合は、遅くとも 72 時間前、郵便による通知の場合は、遅くとも 10 日前に各理事に出さなければならない。この通知には、開催時間と場所を明記する。

緊急事態(戦争による被災やアメリカ合衆国に対する攻撃または核や原子力災害など)発生中の理事会開催通知は、その時点で連絡可能な理事にのみ、またその時点で広報手段やラジオを含む利用可能な方法で出す。

第 8.13 項 注意義務の基準と正当化の根拠とする信頼。

- (a) 理事は連盟と信任関係にある。理事は、理事会委員会のメンバーとしての職務も含めて、理事としての職務を遂行する。善意で、連盟の最善の利益になると合理的に信じる方法で、相当な調査、技能、思慮を含む、通常の慎重さを持った人が同様の状況下で用いる程度の注意を払う。このような職務を遂行するにあたり、理事には、情報、意見、報告、または、財務諸表、その他の財務情報を含む報告書を善意で信頼する権利がある。それぞれは、以下の者によって準備、提示される。

- (i) 1名ないしそれ以上の連盟の役員または職員で、提示されている事項について信頼性があり、権限を有していると、理事が合理的に信じられる者。
- (ii) 弁護士、公認会計士、または、そのような人の専門的なあるいは熟達した能力の範囲内の問題に関すると、理事が合理的に信じられる者。
- (iii) 理事が委員を務めていない理事会委員会で、指定された権限の範囲内の事項に関して、規約に基づいて正規に任命された委員会の信任に値すると理事が合理的に信じられる委員会。

理事のデータへの信頼を正当としないような問題に関して、その理事が知識を持っている場合は、理事は善良に行動したとはみなされない。

- (b) 理事会、理事会委員会および各理事個人は、それぞれ課せられた役職の職務を果たすにあたり、連盟のために最善であることを旨として、職員、連盟の取引先やその他関係者、事務局やその他連盟施設、連盟関連施設が所在する地域に対して行動が与える影響と、その他関連するあらゆる要素を考慮する。これらの諸要素の考慮は、本条項第 8.13 項(a)の違反にはならない。
- (c) 信任を受けている職務の不履行、善意の欠如、または自己取引がなければ、理事としてとった措置またはとらなかった措置は、連盟のために最善のものと推定する。

第 8.14 項 定足数、議決の方法、会合の継続。本条の第 8.12 項で規定している以外は、在職理事の過半数の出席をもって、会議成立に必要な定足数とする。各理事は 1 票の表決権を有する。理事会議決は出席理事の過半数の表決による。定足数が成立しない場合は、出席理事の表決の多数決によって、定足数の出席があるまで継続会合指定をすることができる。理事は理事会の一員としてのみ議決することができ、理事個人には理事会の権限はない。ただし、理事会会合で取る措置を会合なしで書面により理事全員の同意によって取る場合を除く。この場合、措置が明確に述べられている文書またはその複写に在職理事全員が署名し、それをセクレタリー・トレジャラーを通じて事務局長に提出する。

第 8.15 項 利害関係をもつ理事または役員；定足数。連盟が 1 名またはそれ以上の理事との間で結んだ契約や取引、または理事または役員が役職者として関係しているまたは財務的な利害関係をもつ他の連盟、提携団体、協会、その他団体との間で結んだ契約や取引は、次のような事由では無効にならない、あるいは無効にできない；利害関係をもつ理事が契約や取引を決める権限のある理事会に出席または参加している；利害関係のある理事の投票数がその案件の表決に数えられている；

ただし、下記のような条件に基づかなければならない。

- (a) 関連または利害関係を示す資料、また契約または取引に関する資料が公開され、または理事会に知らされて、たとえ利害関係のない理事数が定足数を満たしていないとしても、善意の理事会が利害関係のない理事の賛成多数によって、契約または取引を認可した場合。
- (b) 理事会がそれを認可し、承認あるいは追認した時点で、契約または取引が、連盟にとって公正である場合。

この項に特記されている契約または取引を認可する理事会に於いて、その定足数を決めるときに、利害関係をもつ理事を出席理事として数に入れることができる。

第 8.16 項 手当。理事会または理事会委員会の会合出席、あるいは理事としてのその他の役務に対して、手当や代価は一切支払わない。

第 8.17 項 研修。毎年 9 月 1 日以前に、連盟は研修会を主催する。9 月 1 日に理事会メンバーであるすべての理事会メンバーが出席する。研修会は理事会の適切な役割について重点を置く。

第 8.18 項 理事の個人的賠償責任の制限。理事は、以下の場合を除き、措置を取った、もしくは措置を取らなかったことの金銭的損害に個人的に賠償責任を問われない。

- a) 理事が、ペンシルベニア州非営利団体法人法に規定されている職務に違反、もしくは不履行の場合、および、
- b) その職務違反、もしくは不履行が、自己取引、故意の不正行為、もしくは無謀行為に相当する場合。

この項は、(i)刑事法令に準じた理事の責務もしくは法的責任、または(ii)自治体、州、連邦の法に準じた納税に関する理事の法的責任には適用されない。

第 8.19 項 補償。連盟の理事、役員、従業員、代理人は、ペンシルベニア州非営利団体法人法に定められている通り、その職務を行った結果として生じたいかなる費用、経費、賠償責任についても補償される。民事または刑事の法的措置、訴訟、または訴訟手続(連盟によって起こされた場合を除く)の弁護によって生じる経費は、最終的にその代表者が連盟によって補償される資格がないと確定した場合に補償された額を返金するとの保証を代表者から受けた具体的な事例について理事会が許可したなら、そのような法的措置、訴訟、訴訟手続の最終決着の前に連盟が支払うことができる。連盟の代表者となることを辞めた者について補償は継続できる。そのような者の相続人、遺言執行人、管財人のためにも補償を有効とすることができる。連盟の代表者として職務を果たす者は、適用される法律によって規定されている補償権を信用して職務を履行しているものとみなす。

第 9 条 委員会

第 9.01 項 理事会委員会。理事会は、常任委員会を設ける。またアドホック(特別)委員会を設けることができる。各委員会は 1 名ないしそれ以上の理事または全理事会で構成する。各理事は少なくとも 1 つの委員会に服務する。必要に応じてまた予算が許せば、理事会が選考する理事以外の 1 名ないしそれ以上のソロプチミストが、委員を務めることができる。各理事会委員会は、理事会の意志に基づいて任務を果たす。常任委員会は

- (a) 財務委員会 — 連盟の財務を検討する。セクレタリー・トレジャラーは、本委員会の委員となり、委員長を務めることができる。
- (b) 規約決議委員会 — 国際ソロプチミスト定款、本細則および連盟手続の改正案と決議を受理する。

第 9.02 項 資金調達協議会 — SIA 理事会が指名した、時差の設けられた 2 年任期を務める、5 名のメンバーを有する。メンバーは、2 年の任期を 3 回以上連続して指名されてはならない。理事会は委員長を指名し、その委員長が理事会への投票権を持たないアドバイザーを務める。資金調達協議会は、国際ソロプチミストアメリカのプログラムを支援していくために、慈善を目的とした寄付、寄贈、スポンサーシップ、遺贈の勧誘、招致を行い、理事会の受託者責任を支え資金調達に関して勧告する責任を SIA 理事会から課せられている。

第 9.03 項 権限。委員会は、本細則または 1988 年ペンシルベニア州非営利団体法人法によって理事会に与えられている権限、権威を行使できないが、そのような権限、権威の行使に関して、理事会に勧告を行うことができる。

第 10 条 財務関係

第 10.01 項 会計年度。連盟の会計年度は毎年、9 月 1 日をもって始まる。

第 10.02 項 年会費。クラブは、終身会員を除く、7 月 1 日現在在籍各会員の年会費を、次のスケジュールに従って、7 月 1 日までに連盟に納入する。: 2015-2016 年 68 ドル (US ドル); 2016-2017 年 70 ドル (US ドル); 2017-2018 年 72 ドル (US ドル)。2018-2019 年以降、理事会が、前年度の会費と生計費調整(≒物価の変動に伴う調整)の予測に基づき、各年の 3 月 31 日までに適切なドル額に四捨五入して年会費を設定する。理事会は、増額を必要とする状況でなければ前年度の額を維持することを選択できる。クラブは、2001 年 7 月 1 日以前に終身会員の認定を受けた者の 7 月 1 日現在在籍の終身会員年会費 1 人当り 10 ドル (US ドル) を 7 月 1 日までに納入する。終身会員の会費には、義務的責任保険ならびに『Best for Women』の購読料は含まれない。

第 10.03 項 SI 年会費。クラブはまた、SI 理事会が定めた国際ソロプチミスト年会費を納入する。その正確な額は、各会員が支払うべき会費について国際ソロプチミストが連盟に請求した英ポンド建ての年会費の、最も適切な換算レートの見積りに基づいて連盟理事会が定める。

第 10.04 項 諸費。クラブは、理事会で定められた通り、必要なその他の諸費(入会費、延滞金、義務的大会登録料、購読料、保険料、ライセンス料)を連盟に納入する。これら諸費の額や納入期限は、連盟手続に明記されており、十分な時間の余裕をもって事前にクラブに通知されるものとする。

第 10.05 項 年会費および諸費の調整。連盟大会登録料およびその他賦課金の納入額および期日は、理事会が決定する。経済情勢に基づき、あるいは、クラブや会員に財政的困難がもたらされる場合は、理事会は、諸費および年会費の納入について一時的に、額の上限、下限を調整し、または納入期限の変更をすることができる。

第 10.06 項 監査。連盟の会計簿は、毎年また理事会が指示する時に、組織と利害関係のない公認会計事務所の監査を受けるものとする。

第 10.07 項 契約。本細則に別段の規定がある場合を除き、理事会は、いずれの役員または代表者にも、連盟に代わって契約を結ぶ、または履行する、または文書を交付する権限を与えることができる。このような権限は総合的なもの、特定の事例に限られたものを問わない。

第 11 条 議事法権威

本細則または国際ソロプチミスト定款によって特記されていない事項については、最新版「ロバート議事法」が、議事法権威となる。

第 12 条 改正

第 12.01 項 改正案。クラブ、リジョンまたは連盟の理事会は、3 分の 2 の賛成票があれば、下記を提案することができる。

- (a) 連盟の法人約款の改正
- (b) 連盟の本細則の改正
- (c) プログラム活動の問題に関する行動を提案する決議

提出案件には財務的な影響についての説明が付けられていなければならない。クラブ、リジョンからの提案は、連盟大会開催の前年 9 月 1 日までに連盟事務局に到着していなければならない。理事会の規約決議委員会は、全ての提出案件を検討し、同様のものをまとめたり編集して明瞭化を図ることができるが、他の点では各案件の精神および意図するところはそのまま保持しておかねばならない。委員会が、連盟の免税適用措置取消の恐れがある、連盟の法的権限の範囲を超えている、または達成が不可能であると判断した提案は、提案者に差し戻す。ただし、提案者は、理事会に異議申し立てをすることができる。理事会が、委員会の措置の承認、否認、または修正を決めることができる。理事会決定の如何に関係なく、提案者は、提案を連盟大会で討議し郵便投票に付するように請求することができる。理事会は、どの提出案件についても適当と思われる情報や勧告を添付することができる。

第 12.02 項 討議。デレゲートは、過半数表決により、大会招集状に含まれている細則改正案および決議案を修正することができる。招集状に含まれていない新たな細則改正案、決議案を討議するには、デレゲートの 4 分の 3 の表決を必要とする。ただし、同じ大会中の、それに先立つ会合において、事前の通知が与えられていることを条件とする。新しい案件の修正は過半数表決による。

第 12.03 項 表決。大会終了後 90 日以内に、各案件の原案と改正案および決議案を提議する郵便投票を、連盟大会投票有権者の勧告と規約決議委員会の説明を添付して、適格なクラブに送付する。郵便投票は、発送後 60 日以内に連盟事務局に返送する。返送された投票総数の 3 分の 2 の賛成があれば承認される。

第 12.04 項 手続改正。連盟手続の改正は、クラブ、リジョン、または連盟理事会によって、いつでも提出することができる。規約決議委員会は、次の開催理事会に、措置を求め案件を提出する。

第 12.05 項 法的適合性。本細則は、連盟理事会による審議の後、いずれの国や州の法律にも適合するように調整することができる。そのような調整は、連盟や国際ソロプチミストの目的、趣旨に矛盾しないものとする。

(翻訳: SIA 作成)